引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和３年度決算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和3年度湧別町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　124,737千円

（歳出）　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　803,546千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	社会福祉総務費	340,991	253,648	1,268	30,658	55,417
	老人福祉費	10,701	0	1,790	3,174	5,737
	児童措置費	112,762	78,480	18,125	5,755	10,402
	母子福祉費	5,044	1,026	2,415	571	1,032
	小計	469,498	333,154	23,598	40,158	72,588
社会保険	社会福祉総務費	64,441	48,331	0	5,738	10,372
	介護事業費	189,370	10,585	0	63,679	115,106
	後期高齢者医療費	44,282	33,211	0	3,943	7,128
	小計	298,093	92,127	0	73,360	132,606
保健衛生	予防費	35,955	0	4,455	11,219	20,281
	小計	35,955	0	4,455	11,219	20,281
合計		803,546	425,281	28,053	124,737	225,475

※事務費及び人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）については除外しています。